

新旧対照表（財産形成住宅預金規定）

改定前	改定後
略 4. 利息 略 (2) 前①の利率は、当行所定の日 to それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後に最初に継続される日）から適用します。 略 5. 預金の解約 (1) やむを得ない理由により、この預金を第3条による支払方法によらず払出す場合は、この預金のすべてを解約することとし、・・・略・・・。 (2) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。 6. 税額の追徴 略 ① 規定第3条によらない払出しがあった場合	略 4. 利息 略 (2) 前①の利率は、当行所定の日 to それぞれ変更します。この場合、<u>当行所定の方法により表示する</u>新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、<u>表示の際に定める</u>変更日以後に最初に継続される日）から適用します。 略 5. 預金の解約 <u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に払出すことはできません。</u> <u>(2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を払出す場合は、この預金のすべてを解約することとし、・・・略・・・。</u> <u>(3) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。</u> 6. 税額の追徴 略 ① 規定第3条によらない払出しがあった場合 <u>ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きま</u>

改定前	改定後
略 10. 通知等 届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を 発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達 すべき時に到達したものとみなします。	<u>す。</u> 略 10. 通知等 <u>財形預金共通規定第 6 条第 1 項に定める届出を怠るなど、預金者 の責に帰すべき事由により、当行が発送した通知または送付書類等 が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到 達したものとみなします。</u>